

松川町まつかわのお店応援券 取扱店舗の募集について

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売り上げが減少するなどの影響を受けている小規模事業者の支援と町民のみなさんの生活支援のため、消費応援券（割引券）を配布し、地域における消費喚起・下支えをします。

2. 事業者の参加資格

参加資格	<p>松川町内で営業されている事業所・店舗</p> <p>ただし、次の事業者は除く。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) コンビニエンスストア及びチェーン店等(2) 特定の政治団体と関わる場合や事務の内容が公序良俗に反する営業を行う者(3) 松川町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 88 号－1）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員に該当する者(4) 法人税または所得税、法人町民税または町県民税を滞納している者(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(6) その他、本事業の目的に照らして、不相当と町長が判断する者
応援券の使用対象にならないもの	<ol style="list-style-type: none">(1) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、宝くじ、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入(2) 土地・家屋購入、家賃・地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関わる支払い(4) 現金との換金(5) 公共料金等の支払（税金、水道、下水道料金等）(6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの(7) 応援券の交換または売買(8) その他、松川町長が指定するものの購入または支払い
その他留意事項	<ol style="list-style-type: none">(1) 応援券使用可能店舗において、使用期間内に限り使用可能とする(2) 現金との引き換えはしないと同時に、釣り銭は支払わない(3) 町から参加加盟店への支払いは概ね 2 週間を要し、月 1 回の支払とする(4) 盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、配布者（町）は責を負わない

3. 応援券配布概要

配布主体	松川町
応援券の構成	500円相当の割引券
対象者	令和2年5月1日時点で町に住民登録のある方
配布方法	世帯の人数分を世帯主あてに配布
配布枚数	約26,000枚（対象者一人につき2枚配布）
使用期間	令和2年6月12日（予定）～令和2年11月30日
取扱業種	◆小売業…食料品、衣料品、日用品雑貨、家電、自転車など ◆飲食業…飲食店、喫茶店、居酒屋など ◆サービス業…理・美容、クリーニング、エステ、タクシーなど ◆その他…リフォーム工事など